



**木の郷ぎふの家 御嵩建築
の住まい創り新聞**

Vol.8

今回のテーマ
地震と台風に強い家

「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
私も親類が福島と新潟に居るので実際の話聞いて、地震と津波の凄まじさと被害の大きさを知らされました。
出来る限りの支援をしたいと思っております。
迅速な復興を心よりお祈りいたします。

御嵩建築 主任 亀井 和彦

地震に強い家は耐力壁の量や配置(バランス)に注意する

●壁の量・配置と材同士のつなぎ目を確認

地震や台風の時は建物に大きな力が加わります。耐える強さがなく、建物は崩れ落ちたり傷付いたり……。せっかく建てるなら、そうした事態は避けたいものです。法律を守って建てるなら大丈夫なのが原則ですが、安全に対する考え方は人それぞれだし、どうしても心配が残るとい人もみえます。

では、どうすれば—。まずは住まいづくりのパートナーであるプロと、どの程度の安全性を目指すのか相談することです。外からの力を受け持つ「耐力壁」という壁に着目します。いわゆる木造軸組では筋交いの入った壁です。この耐力壁の量と配置が一つの決め手になります。

このほか、材と材とのつなぎ目をしっかり固定しているか、も見逃さない点です。

●雨漏り、浸水は壁の中で木材を腐らせる

台風と言えば、大風ばかりではなく、大雨も付きものです。住まいづくりのトラブルでいちばん多いのが雨漏りというくらい、住まいを新しく建てる時、雨は”天敵”です。大雨に見舞われても雨水の入り込んでくるのを許さない、しっかりした造りをするのです。

地域によっては、大雨で浸水の恐れもあるかもしれません。市町村の中には、防災担当部署で「洪水ハザードマップ」という洪水の危険性を示した地図を作っているところもあります。心配のある地域ではまず、こうした情報を手に入れて危険性を調べます。そのうえで、浸水にあわないように、あっても被害を最小限に食い止められるように、設計面で対策をとることが必要です。

雨漏りも浸水も、湿気の抜けにくい壁の中で木材を腐られる原因にもなります。そうすると、地震や大風に耐える力がいつの間にか弱りますので要注意です。

耐震住宅

●耐震性のある住まいを造るチェックポイント

- ★家の安全は、まず敷地から
軟弱な地盤や埋立地、不完全な土止めをした盛土などの上に建てた家は大変危険。
土地を買う前に、役所の建築課で調べたり、民間の地盤調査会社に問い合わせると良いでしょう。
- ★構造や工法よりも建て方が問題
地震に強いと言われている鉄筋コンクリート造も、地震に弱いと言われている木造軸組工法も、基本的には優劣がないとある建築家は言っています。要するに、工法よりも建て方に問題があると。木造軸組工法の場合、対角線上に取付ける筋交い(補強材)の数を多くすることによって強度が増すので、建築基準法に定められた基準を守ることが大切です。
- ★建物の形
建物の平面形は、地震力が建物全体に伝わるような単純な形のもの望ましく、でこぼこの多いものは、地震に対して弱くなります。立面についても、建物の高低差が少ないことが望ましく、高低差があると上部の重さの違いから不同沈下の原因となります。
- ★基礎ではベタ基礎が最も強固
最近主流となっているベタ基礎は、地面全体に鉄筋入りのコンクリートを張っているため、建物全体を支えることができます。地震には最も強い基礎と言えます。
- ★和室の多いプランはなるべく避ける
和室は襖や障子で部屋を仕切るため、ドアを取付ける洋室よりも壁の面積が小さくなります。地震で外から強い力が加わった場合、四方で均一に支えることが難しくなるので、襖や障子による間仕切りはなるべく避けた方が無難です。筋交いの入った耐力壁をバランス良く配置することが重要です。
- ★重い屋根はなるべく避ける
阪神・淡路大震災では、屋根の上に土を乗せた瓦葺きの家が殆ど倒壊しました。土を乗せた瓦葺きの家は上部が重く、地震の激しい揺れによってバランスを崩しやすく建物の構造部分が重さに耐えられなくなり、倒壊する恐れがあります。

☆御嵩建築が手掛ける「雨楽な家」は全棟構造計算をして建物のバランスを考えております。
耐震住宅は皆様の生命と財産をお守りします。



◎東北関東大震災義援金を募集します。

市町村を通じての義援金

市町村では義援金を募集しています。
詳細につきましては、各市町村にお問い合わせ頂くか市町村のホームページをご覧ください。
義援金は、日本赤十字社及び中央共同募金会を通じて被災地へ届けられます。

日本赤十字社を通じての義援金

郵便局・ゆうちょ銀行 □座番号00140-8-507 □座名義 日本赤十字社 東北関東大震災義援金
※通信欄にお名前、ご住所、お電話番号を記載して下さい。
※郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。
郵便窓口でお受け取りいただきました半券(受領証)は大切に保管してください。
取扱期間：平成23年3月14日(月曜日)から平成23年9月30日(金曜日)

皆様のご協力をお待ちしております。